

～校区外から白鷺小学校に入学を希望される方へ～

平成24年度 姫路市立白鷺小学校 校区外からの児童募集要項

姫路市立白鷺小学校

姫路市立白鷺小学校は、教育基本法や学校教育法に基づく学校教育を行うほか、小中一貫教育推進モデル校として、校区外からの入学について以下の条件を設定しています。

校区外からの入学を希望される方は、次の就学の条件を全て満たす必要があります。なお、この条件については、姫路市立白鷺小学校・白鷺中学校に在籍している間も同様です。

- ・児童の保護者が、姫路市立白鷺小学校・白鷺中学校の教育方針に賛同すること。
- ・児童及びその保護者が、姫路市に居住し、住民登録をしていること。(※1)
- ・原則として、児童が中学校卒業まで就学すること。
- ・児童が徒歩又は公共の交通機関により自力で通学ができ、通学に要する時間は1時間以内であること。(※2)
- ・児童の保護者が、通学の安全と通学費用の負担について責任を持つこと。

※1 願書出願時においても、姫路市に居住し、住民登録をしていること。

※2 自転車での通学は不可とする。

校区外からの募集により白鷺小学校・白鷺中学校に就学している児童生徒の兄弟姉妹の白鷺小学校・白鷺中学校への就学については、平成24年度から次の場合に限ります。

- ・校区外募集により就学している児童生徒のうち、白鷺小学校に就学している児童の弟妹で、白鷺小学校に新1年生として入学することについて白鷺小学校長の承認を得た場合

校区外からの入学を希望される方は、これらを十分ご承知のうえ、下記により出願の手続きをしてください。

記

平成24年4月、姫路市立白鷺小学校の校区外からの入学を希望する児童を次のとおり募集します。

1 募集人数

学年	募集人数	生年月日
白鷺小学校 第1学年	通常学級 35名	平成17年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者

2 学校説明会

(1) 日時・場所

平成23年11月6日(日) 午前10時 白鷺小・中学校共通棟(小学校体育館北側)

(2) 内容

校区外からの入学を希望する児童の保護者等に対し、学校の概要を説明し、校区外からの入学の願書等の配布を行います。

3 出願手続き

(1) 願書配布

- ・配布期間 平成23年10月31日(月)から平成23年11月27日(日)まで
(配布場所が休みの日を除きます。)
- ・配布場所 姫路市立白鷺小学校、姫路市役所(教育委員会学事・保健課及び市政情報センター)、各支所、駅前市役所、各出張所、各サービスセンター、各地域事務所

(2) 願書受付

- ・受付期間 平成23年11月24日(木)から平成23年11月27日(日)まで
- ・受付時間 午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで
- ・受付場所 姫路市立白鷺小学校 職員控室(南館2階)
- ・その他 保護者が持参してください。(郵送は不可)

4 校区外からの入学者の承認について

- ・書類審査及び面接により承認・不承認の決定をします。
- ・面接日は、平成23年12月4日(日)で、面接場所は白鷺小・中学校共通棟(小学校体育館北側)です。
面接時刻等は願書を受理したときにお知らせします。面接は、校区外からの入学を希望する児童とその保護者1名で受けていただきます。面接を受けない場合は入学できません。
- ・応募人数が多い場合は、抽選を行うことがあります。
抽選日時は、平成23年12月11日(日)午前10時を予定しています。なお、実施する場合は、別途お知らせします。
また、抽選の際は、保護者又は保護者からの委任を受けた方が抽選に参加してください。抽選を実施した場合、抽選に参加しなければ入学できません。
- ・校区外からの入学者の承認又は不承認の通知は12月下旬の予定です。
- ・承認・不承認の結果に基づき、別途、就学通知が教育委員会から1月末頃に発送されます。

5 注意事項

- ・願書等に不備がある場合は、受付できないことがあります。
- ・出願書類の記載事項に事実と相違がある場合は、入学の資格を失います。
- ・入学承認後、諸事情により辞退をする場合は、姫路市立白鷺小学校に「辞退届」を速やかに提出してください。
- ・いったん受理した書類は返還しません。
- ・小学校へご来場の際は、公共の交通機関をご利用ください。やむをえず車でご来場の場合は、近隣の有料駐車場をご利用ください。

6 問い合わせ先

- ・姫路市立白鷺小学校 姫路市本町68番地52 電話 079-222-2851